

令和4年度

神奈川県学校剣道連盟総会

日 時 : 令和4年4月17日(日) 16:30～

会 場 : 県立武道館

会 議 次 第

1. 開会

2. 挨拶 神奈川県学校剣道連盟会長 田島東海男

議長選出

3. 議題 (1) 令和3年度行事報告

(2) 令和3年度会計報告

(3) 令和4年度行事計画 (案)

(4) 令和4年度予算 (案)

(5) 令和4・5年度学校剣道連盟役員 (案)

(6) その他

・情報発信について

・会員への還元について(オリジナル手ぬぐい)

・(参考資料) 神奈川県学校剣道連盟会則

議長解任

4. 閉会

令和3年度 神奈川県学校剣道連盟 行事報告

4月18日（日）

県立武道館

令和3年度剣道伝達講習会、令和3年度学剣連総会

4月25日（日）

大和南高校

第63回全国教職員剣道大会神奈川県予選会（個人、団体）

団体戦 今里、高橋、西山、廣吉、高橋（監督 飛知和）

個人戦 男子の部 高橋怜央

女子の部 齋藤美紀

8月5日（木）

岩手県花巻市総合体育館

第63回全国教職員剣道大会

中止

9月29日（日）

東海大学

令和3年度剣道講習会

中止

10月29日（金）～31日（日）

千葉県勝浦市日本武道館勝浦研修センター

令和3年度全国剣道指導者研修会（東日本ブロック）～中学校武道必修化に伴う指導法～

中止

11月28日（日）

大船高校

第42回県教職員剣道選手権大会 第34回女子教職員剣道選手権大会

選手権の部 優勝 榊 優哉 準優勝 小田野倫也 第3位 富田隆将

女子選手権の部 優勝 中村 百花

三段以下の部 優勝 坂内 健彦

令和4年1月10日（月）

茨城県：

令和3年度関東学校剣道連盟研修会・理事会

研修会：中止 理事会：書面による伝達

1月18日（火）

県立武道館

令和4年神奈川県学校剣道連盟稽古始め（県連合同稽古会）

中止

2月20日（日）

県立武道館

第51回神奈川県警察・実業団・教員・学生対抗剣道大会（主管 警察）

中止

令和4年度 神奈川県学校剣道連盟行事計画 (案)

	行 事	期 日	会 場
総会・研修会・講習会等	神奈川県学校剣道連盟総会	4月17日(日) ※伝達講習会終了後	県立武道館小道場
	剣道伝達講習会	4月17日(日)	県立武道館小道場
	剣道講習会	9月25日(日)	東海大学
	全国学校剣道指導者研修会(東日本ブロック) ～中学校武道必修化に伴う指導法～	10月28日(金) ～30日(日)	日本武道館 研修センター (千葉県)
	神奈川県学校剣道連盟理事会	令和5年1月5日(木)	未定(県立武道館が使用不可)
	関東学校剣道連盟研修会 (栃木県開催)	未定	未定
	学校剣道連盟稽古始め ※四者対抗剣道大会壮行会を兼ねる	未定	未定

	行 事	期 日	会 場
大会関係	第64回全国教職員剣道大会神奈川県予選会	4月30日(土) PM2時～	大船高校
	第43回神奈川県教職員剣道選手権大会	11月27日(日)	大和南高校
	第35回神奈川県女子教職員剣道選手権大会	PM2時～	
	全日本学剣連審判認定講習会	8月10日(水) ※大会前日	長野県ホワイトリング
	第64回全国教職員剣道大会 ※竹刀検量義務化→竹刀検量実施	8月11日(木)	
	第52回神奈川県四者対抗剣道大会(主管:警察)	2月26日(日)	鶴見大学体育館

令和4・5年度神奈川県学校剣道連盟役員

会	長	田島東海男
副	会 長	安藤 守
	〃	戸塚 義孝
	〃	吉村 哲夫
	〃	飛知 和利文
理	事 長	加藤 公一
副	理 事 長	中田 圭介
理	事(総務担当)	今里 学
	〃	高瀬 武志
	〃	中島 一憲
	〃	野島 克己
	〃	佐々木 南海
理	事(大会担当)	並木 信平
	〃	小田野 倫也
	〃	笹沼 立樹
理	事(講習会担当)	前川 勝
	〃	笹木 春光
	〃	大谷 聡
	〃	樋口 崇
理	事(事務局)	田中 一明
	〃	川村 勝敏
	〃	菊地 勇介
理	事(会計)	川村 友希
	〃	吉行 伸
	〃	山谷 千晶
会	計 監 査	佐久間 健三
		赤井 あゆみ
全	国 評 議 員	加藤 公一
顧	問	久保 武郎
	〃	伊澤 俊彦
	〃	網代 忠宏
	〃	久保 木文夫
	〃	秀島 勇治
	〃	松尾 和夫
	〃	靱山 孝明
	〃	緒形 助正
	〃	十川 英一

神奈川県学校剣道連盟の情報発信について

- 目的 ・ 県学剣連の情報を素早く理事や会員の先生方に発信する。
・ 通信費および事務局の負担軽減に努める。
※全日本・各都道府県学剣連の財政が苦しくなっている。支出軽減が必須。

- 方法 ①高体連および中体連のHPから「学校剣道連盟」の情報を発信していく。
②LINEのグループでも情報を発信する。
○理事用→「神奈川県学剣連 理事」
○会員用→「神奈川県学剣連 会員」
○全国教職員大会出場メンバー用→監督が年度ごとにグループ作成
○四者対抗メンバー用→監督が年度ごとにグループ作成
○教職員大会参加者→事務局が大会ごとにグループ作成
※郵送による連絡は基本的に行わない。

<LINEの会員グループを希望する場合> ※この会員を増やしたい 現在120名を超えました!

1. 理事および理事が認めた会員（ブロック長やそれに準ずる立場の先生）が希望する会員をグループへ招待することで、その会員がグループに参加することを認めます。基本的に会員同士での招待は行わないが、行う場合は理事に許可を受けてから行ってください。
2. 基本的に事務連絡や情報発信で活用します。私的な発信は控えてください。
3. 諸事情（携帯の紛失など）でLINEのアカウントを変える場合、以前のアカウントはグループから一度退室していただき、再度、理事および理事が認めた会員に招待を依頼してください。
4. 本連盟を退会する場合はグループから退室してください。
5. 会員に不都合が生じるなど諸事情によりグループを閉鎖する場合があります。

<その他>

1. 学剣連顧問や賛助会員の先生方には必要に応じて、郵送でお知らせする。
2. 基本的に郵送での連絡は行いませんが、強く希望する会員は事務局に相談してください。

- 主なお知らせ内容
1. 大会・講習会・研修会のお知らせ
 2. 大会結果
 3. 総会・理事会のお知らせ・報告
 4. 祝賀会（昇段・称号など）のお知らせ
 5. その他

会員への還元について

今年度も本連盟顧問である「全日本剣道連盟 網代忠宏会長」直筆の手ぬぐいを会費を納入した会員に配布します。連盟顧問の先生や賛助会員の諸先輩方にも配布いたします。全部で250枚用意しました。学校剣道連盟行事や高体連・中体連・学連などの行事で会費の納入の際、お渡しする予定です。数に限りがあるのでなくなり次第、配布は終了となります。ご了承ください。

神奈川県学校剣道連盟会則

昭和 57 年 4 月 1 日制定
令和 3 年 4 月 18 日改訂

第一章 総 則

第 1 条 本会は、神奈川県学校剣道連盟と称する。

第二章 目的及び事業

第 2 条 本会は、学校剣道の研究と修練を通して、指導者としての資質の向上に努め、あわせて会員相互の親睦を図り、学校剣道の普及発展に寄与することを目的とする。

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 合同練習会、研修会、講習会の開催
2. 資料の収集・保存及び刊行物の発行
3. 剣道大会の開催及び選手派遣
4. 関係諸団体との連絡提携
5. 関係諸団体の要請に応じるための指導員及び審判員の派遣等
6. その他、第 2 条の目的を達成するために必要と認める事業

第三章 会 員

第 4 条 本会の会員は、神奈川県に在住及び在勤の学校関係者および退職者で、本会の目的及び事業に賛同する者、及び本会役員の推薦により、理事会が承認した者とする。賛助会員は学校関係を退職した会員のうち、本会の目的及び事業に賛同し、本会役員推薦により、理事会が承認した者とする。

第 5 条 会員は、所定の入会手続きを行い、第 22 条に定める会費を納めなければならない。賛助会員は、第 22 条に定める賛助金を納める。

第 6 条 会費を 2 ヶ年以上滞納し、催促に応じない場合は退会者とみなす。

第四章 役 員

第 7 条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
理 事 長	1 名 (理事の内数とする)
副 理 事 長	1 名 (理事の内数とする)
理 事	16～20 名
監 査	2 名

第 8 条 本会は、必要に応じて名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。選出方法は会長が推薦し、理事会の承認を得るか、又は理事会において推薦された者を会長が委嘱する。

第 9 条 第 7 条及び第 8 条に定める役員の選出方法は次のとおりとする。

1. 会長、副会長は、理事会において推薦する。
2. 理事は、大学及び大学校から 2 名、高等学校から 6～8 名、中学校から 6～8 名、小学校から 2 名、計 16～20 名を推薦し、会長が指名する。
3. 理事長及び副理事長は理事会の互選とする。
4. 監査は理事会において推薦された者を、会長が委嘱する。
5. 名誉会長は会長歴任者より、理事会において選出する。
6. 顧問は会長、副会長歴任者より、理事会において選出する。
7. 参与は関係団体より、必要に応じて理事会において選出する。

第 10 条 役員の任期は次のとおりとする。

1. 役員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。ただし、連続は原則として 2 期までとする。名誉会長、顧問および参与はその限りではない。
2. 役員の在任期間は 4 月 1 日から翌々年の 3 月 31 日までとし、任期中の欠員の補充に関し

ては、前任者の残任期間までとする。

第 11 条 理事の選出対象者は現職者を基準とする。

第 12 条 役員の業務は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、これを統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はこれを代行する。
3. 理事長は、理事会を代表し、会務を掌理する。理事長は評議員を兼務する。
4. 副理事長は理事長を補佐し、理事長不在の時はこれを代行する。
5. 顧問は会長の諮問に応ずるものとする。
6. 監査は、会計業務を監査する。
7. 理事は理事会を構成し、会務を審議し、その実施に当たる。
8. 理事の職務分担は、総務担当理事、大会担当理事、講習会担当理事、会計担当理事、事務局担当理事とする。

第 13 条 本会は、事務局を事務局長の勤務先に置く。

第五章 会 議

第 14 条 本会の会議は総会、臨時総会、理事会、各種専門委員会とする。

第 15 条 総会は毎年 1 回 4 月中に会長がこれを招集し、事業の成果及び会計報告を行うほか重要議題を審議する。

第 16 条 臨時総会は必要に応じ会長が召集し、会務を審議する。

第 17 条 理事会は必要に応じ会長又は理事の過半数の要請がある場合、理事長がこれを召集し会務を審議する。

第 18 条 各会議における議決は、当該会議出席者の過半数以上の同意で決定し、可否同数の場合は会長の決するところによるものとする。

第 19 条 本会は、必要に応じて専門委員会をおくことができる。専門委員会は業務ごとに専門審議を行う。

第 20 条 各担当理事は担当ごとに専門審議を行う。

第六章 会 計

第 21 条 本会の経費は会員の会費、参加費、賛助金及び寄付金等の収入を以って充てる。

第 22 条 本会会員の会費は、年額 3,000 円とする。賛助会員の賛助金は 1 口 1,000 円として年額 3 口以上とする。

第 23 条 会員の選手派遣等には、特に必要と認めた場合、経費の一部を支給する。

第 24 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり 3 月 31 日に終わる。

第七章 入会及び退会

第 25 条 本会に入会を希望する者は、会長に届け出る（事務局気付）ものとする。

第 26 条 本会を退会する会員は、その旨を会長に届け出る（事務局気付）ものとする。

第 27 条 会員は段位、称号、氏名、勤務先、住所、連絡先等に変更があった場合は速やかに理事長（事務局気付）を通じて会長に報告するものとする。

付 則

- 1 本会則は昭和 57 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 本会則は平成 9 年 4 月 12 日に改訂する。
- 3 本会則は平成 14 年 4 月 6 日に改訂する。
- 4 本会則は平成 24 年 4 月 7 日に改訂する。
- 5 本会則は令和 2 年 4 月 19 日に改訂する。
- 6 本会則は令和 3 年 4 月 18 日に改訂する。